

栗原市内で食品衛生法の営業許可を取得し、午後8時～午前5時の間に営業している店舗  
(午後8時以降も営業している店舗)

《まん延防止等重点措置》  
営業時間短縮の協力要請（第10期）

【要請期間】

令和3年8月20日（金）午後8時から  
令和3年8月27日（金）午前0時まで

【要請内容】

時間短縮営業（午前5時から午後8時まで）  
酒類の提供は午前11時から午後7時まで

【拡大防止協力金】

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×7日

栗原市内で食品衛生法の営業許可を取得し、午前5時～午後8時の間に営業している店舗  
(午後8時まで営業している店舗)

《まん延防止等重点措置》  
営業時間短縮の協力要請（第10期）

協力金対象外となります

《緊急事態措置》 営業時間短縮の協力要請（第11期）

【要請期間】 令和3年8月27日（金）午前0時～令和3年9月13日（月）午前0時まで

【対象店舗】 栗原市内で食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設（宅配・テイクアウト等を除く）

A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店      B. A以外の飲食店

【要請内容】 A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 ⇒ 休業（酒類等の取りやめる場合は時短営業も可能）

※従前より午前5時から午後8時までに範囲で営業しているAの店舗は、休業した場合のみ対象

B. 上記以外の飲食店 ⇒ 午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店につきましては、協力金の対象外です。

【拡大防止協力金】 中小企業者 4万円～10万円/日×17日

《まん延防止等重点措置》  
営業時間短縮の協力要請（第12期）

【要請期間】

令和3年9月13日（月）午前0時から  
令和3年10月1日（金）午前5時まで

【要請内容】

時間短縮営業（午前5時から午後8時まで）  
酒類の提供は午前11時から午後7時まで

【拡大防止協力金】

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×18日

※第10期、第11期同様、同封しました営業時間短縮の告知チラシ等を店頭貼り周知下さい。

《まん延防止等重点措置》  
営業時間短縮の協力要請（第12期）

協力金対象外となります

感染予防対策に努めていただきながら  
営業を再開していただければと思います。

第11期 協力金の申請

9月15日以降、申請受付が出来るよう現在、栗原市で準備を進めております。

第10期、第11期、第12期 協力金の申請

①第10期、第11期を事前申請し、第12期が終了しからの申請と、②第10期から第12期までを一括申請する方法で、申請準備を進めております。

申請に必要な書類としては、別添のような書類が必要となりますので、事前に準備を進めていただきますよう、お願い致します。申請様式等について詳細がわかり次第郵送等でご案内させていただきます。

※申請に関する相談につきましては、お手数をお掛けしますが、事前に電話での予約制とさせていただきます。